

J A 法人キャッシュカード（ローンカード）規定

1.（カードの利用）

普通貯金（普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下「貯金」といいます。）について発行したJ A 法人キャッシュカードおよびJA 法人カードローンについて発行したJA 法人ローンカード（以下これを「カード」といいます。）、は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、法人カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。

- ① 当組合および当組合が提携した県内の他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済または貯金に預け入れる場合（以下これらの取引を単に「入金」といいます。）。
- ② 当組合および提携組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下これらの取引を単に「払戻し」といいます。）。
- ③ 当組合および提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下、「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合
- ⑤ 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しをする場合。
- ⑥ その他当組合所定の取引をする場合。

2.（貯金機による入金）

- (1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.（支払機による払戻し）

- (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しおよび1日あたりの払戻しは当組合または提携組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記6の(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4.（カードによる窓口での入金および払戻し）

- (1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出し届出の暗証を正確に入力してください。
なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。
- (3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。
- (4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と後記6の(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

5.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6.（自動機利用手数料等）

- (1) 貯金機を使用して入金をする場合（カードによる窓口での入金を含みます。）および支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での払戻しを含みます。）」には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手

数料」といいます。）をいただきます。

- (2) 振込機を使用して振込を依頼する場合には、当組合所定の振込手数料をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、入金または払戻し時に、通帳および払戻請求書なして、当該口座から自動的に引落します。
- (4) 振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なして、当該口座から自動的に引落します。

7.（代理人による貯金の入金、払戻しおよび振込）

- (1) 代理人（会社の役員・従業員で代表者が認めた者1名に限ります。）による貯金の入金、払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は貯金者名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8.（貯金機、支払機または振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。
- (3) 前記(1)および(2)による入金および払戻しを行う場合には、前記4によるものとします。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)および(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

9.（カードによる入金および払戻し金額等の通帳記入）

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）の貯金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合、または当組合および提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、それぞれの金額をもって通帳に記入します。

10.（カード・暗証の管理等）

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カード（代理人のカードを除きます。）は届出の代表者が使用し、カードおよびカードに使用する暗証は代表者が責任をもって管理してください。
- (3) 代理人のカードは代理人が使用し、カードおよびカードに使用する暗証は代理人が責任をもって管理してください。
- (4) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (5) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。
- (6) 当組合が、前記(1)により払戻したうえば、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について貯金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。

11.（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または法人名、代表者、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

12.（カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合、およびカード利用中においてカード磁気損傷、カード変形、暗証相違回数オーバー等によりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

13.（貯金機、支払機または振込機への誤入力等）

貯金機、支払機または振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については当組合は責任を負いません。

なお、提携組合の貯金機、支払機または振込機を使用した場合の提携組合の責任についても同様とします。

14.（解約、カードの利用停止等）

- (1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または法人カードローン取引を終了する場合（ただし、JA 法人ローンカード（キャッシュカード）に限ります。）」には、当組合所定の方法により届出てください。この場合、当組合の指定により、カードは当店に返却いただくか、磁気スライブ部分を切断のうえ破棄してください。
なお、当組合普通貯金規定もしくは普通貯金無利息型（決済用）規定または農協法人カードローン取引約定書により、貯金口座またはJA 法人カードローン取引（ただし、JA 法人ローンカード（キャッシュカード）に限ります。）」が解約された場合にも、カードは当店に返却いただくか、磁気スライブ部分を切断のうえ破棄してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありがたい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記15に定める規定に違反した場合
 - ② 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

15.（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは質与することはできません。

16.（規定の適用）

- (1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、普通貯金無利息型（決済用）規定ならびに農協法人カードローン取引約定書、農協法人カードローン利用規定（ただし、当組合とJA 法人カードローン取引約定のある場合に限ります。）および振込規定により取扱います。
- (2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(令和2年4月1日現在)